

～毎月10日は人権を考える日～

ヤングケアラーを知っていますか？

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

厚生労働省のホームページより

法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

厚生労働省と文部科学省は、2020年12月から2021年1月にかけて初めての実態調査を行いました。その結果中学生のおよそ17人に1人に上ることがわかったそうです。

山本厚生労働副大臣は、会合で「調査結果に衝撃を受けた。子どもらしい生活を送れず、誰にも相談できずに1人で耐えていることを想像すると、胸が締めつけられる思いになる。これまでヤングケアラーに着目した対策を打たなかったことが悔やまれるが、即効性のある対策を急ピッチで検討したい」と述べました。(NHK NEWSWEB 2021年4月)

国、各自治体の対策が早急に望まれるのではないのでしょうか。ヤングケアラーの子どもは、以下のような問題点を抱えていると言われます。

- 学習の時間に時間を割くことができないため、学力に影響する。
- 部活動や友達と遊ぶ時間が奪われ、交友関係が築けず孤独を感じることもある。
- 家にこもることが多くなり体力、健康が損なわれることがある。
- 介護の負担のため、進路が制限されることもある。

毎日新聞 2022年1月8日から

大阪府の大学生(22)。小学校の頃、放課後に友達と遊んだ記憶がほとんどないということ。小学校高学年になると、体調不良の母に代わって料理をするようになり、「家族だから手伝うのは『当たり前』と思っていた」と当時を振り返られていました。料理や洗濯、母親の悩みを受け止めること……。経済的な余裕はなく、家では母のことが気になって集中できず、宿題もテストの勉強も学校でやっていたそうです。

家事や家族のケアをひとりでごんばっていませんか？！

相談窓口 愛媛県子育て支援課 市の子育て支援課
児童相談所、など

(愛媛県ホームページより)

家族のケアやお手伝いをする
自体は本来立派なことです。
でも、それによって
普段の学校生活に影響がでているかもしれません。
自分自身のことも相談してください。